

倉敷市国民保護計画修正の概要

倉敷市国民保護計画については、平成18年に作成され、平成29年に一部変更されております。

この度の修正については、国及び岡山県国民保護計画の修正内容との整合性を図るとともに、市の組織改革の反映や統計数値の時点改正、字句や表現の整理等を行うものです。

1 国の関連通知

＜消防国第70号 平成29年8月3日＞

- (1) 警報の伝達手段について、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携することを明記
- (2) 安否情報の県報告について、原則として安否情報システムを用いることを明記
- (3) 高齢者や障がい者等災害時要援護者の表記を避難行動要支援者へ修正
- (4) 避難行動要支援者名簿について、作成方法等を追記
- (5) 武力攻撃等合同対策協議会が開催される場合の参加について追記
- (6) 大規模集客施設における避難を追記
- (7) 放射能物質等の放出に関する通報元である指定行政機関の長を内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ修正
- (8) 武力攻撃原子力災害への対処へモニタリングの実施、避難退域時検査及び簡易除染の実施、飲食物の摂取制限等を追記

＜消防国第106号 平成29年12月19日＞

- (1) 平素からJアラートによる情報伝達と弾道ミサイル落下時の周知に努めることについて明記
- (2) 地下施設を避難施設に指定するように配慮し、収容人数を把握した上で地域的な偏りを解消することを明記
- (3) 地下への避難訓練や多様な伝達手段を用いた訓練等を例示として追加

2 県国民保護計画との整合

- (1) 令和元年12月に計画の一部を変更
- (2) 字句、表現、項目などについて県国民保護計画と整合

3 市としての改正

- (1) 統計等の数値を時点修正

- (2) 市組織の改正に伴う修正
- (3) 市対策本部の組織構成及び事務分掌について、地域防災計画の倉敷市災害対策本部運営要領を準用することで、俊敏性と確実性を確保
- (4) 「障がい者」を「障がいのある方」へ表記修正
- (5) 「倉敷防災ポータル」「総合防災情報システム」の活用を追記
- (6) 字句の変更、番号ずれ、表現・文言等の修正